

「紀尾井町南地区開発事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見（案）

1 調査計画書全般について

- (1) 本件高層建築物の新築にあたっては、周辺地域への環境影響を最小限に止め、周辺環境との調和を図り、環境影響評価項目として想定される事項について適切な評価・検討が行われるよう要望する。
- (2) 工事中及び工事完了後も含め、当該事業に関する苦情や要望を受け付ける窓口を設置し、誠実かつ適切に対応されるよう要望する。

2 選定された環境影響評価項目について

景観

計画地は、新宿区の外濠周辺地区から連続する東京都風致地区条例の弁慶橋風致地区（第二種風致地区）内に位置している。

計画地周辺は既に高層建築物が存在する地区ではあるが、計画地は史跡である外濠（弁慶濠）に隣接し、四谷見附橋から迎賓館にかけての外堀通りは、歴史的な趣があるみどり豊かな並木を形成している。

本件計画に当たっては、建物の形態、意匠及び色彩及びみどりの連続性等、外濠周辺の景観と調和するよう十分に配慮されたい。

また、新宿区は、新宿区景観まちづくり計画で、地域の景観特性に基づく区分地区に「歴史あるおもむき外濠地区」を指定し、「都道外濠環状線（外堀通り）」を景観重要公共施設に指定するなど、良好な景観の形成に取り組んでいる。

本事業における「環境に影響を及ぼすおそれのある範囲」には、この区分地区の一部が含まれることから、新宿区の景観に関する条例、計画、方針等について評価書の項目「景観の保全に関する指針等」に追記し、評価にあたって参照されたい。

3 選定されなかった環境影響評価項目について

廃棄物

評価書案によれば、新館、レジデンス及び別館において確認されたアスベストを含む建材の処理・処分は、解体工事着手前に行うとしているが、除去工事中にアスベストが飛散した場合には、周囲の環境や人体への影響が懸念される。本アスベスト除去工事は、解体工事及び新築工事と一体として行われることから、アスベスト除去工事も環境影響評価の対象項目とされたい。

また、アスベスト除去工事の説明会資料によれば、敷地境界等においてアスベストの大気中濃度測定を実施するとあるが、測定結果については積極的公表されるよう要望する。